

科目名称:ソーシャルワーク論Ⅱ					
担当者名:三和直人					
科目群(区分)	開講予定時期	授業形態	必修・選択	単位数	卒業認定・学位授与の方針との関連
専門展開	1年後期	講義	選択	2	社会福祉学科(3)
アクティブ・ラーニング実施の有無	実施有り		ナンバリング		14214002
<p>授業概要:ソーシャルワーク論Ⅰ・Ⅱを通して、ソーシャルワーク実践の基盤となる考え方と、ソーシャルワーク専門職であるソーシャルワーカーの実践の特徴について講義を行う。</p> <p>ソーシャルワーク論Ⅱでは、①ソーシャルワークの倫理と倫理的ジレンマ、②ソーシャルワークに係る専門職の概念と範囲、③ソーシャルワークの形成過程、④総合的かつ包括的な支援(ジェネラリスト・ソーシャルワーク)と多職種連携の意義と内容、⑤マイクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク、の5つの事項を取り扱う。</p>					
<p>到達目標:①ソーシャルワークの倫理と倫理的ジレンマについて理解できる。</p> <p>②ソーシャルワークに係る専門職の概念と範囲について理解できる。</p> <p>③ソーシャルワークの形成過程について理解できる。</p> <p>④総合的かつ包括的な支援(ジェネラリスト・ソーシャルワーク)と多職種連携の意義と内容について理解できる。</p> <p>⑤マイクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークについて理解できる。</p>					
授業計画			準備学習とその所要時間(分)		
第1回 オリエンテーション: ソーシャルワーク論Ⅱで何を学ぶか			『シラバス』中の「ソーシャルワーク論Ⅱ」のシラバスに目を通しておくこと。(30)		
第2回 ソーシャルワークの倫理(1) 専門職倫理の概念と倫理綱領			テキストのp172~180を読んでおくこと。(60)		
第3回 ソーシャルワークの倫理(2) 日本社会福祉士会の倫理綱領と行動規範			テキストのp180~187及び事前配布資料の『日本社会福祉士会行動規範』を読んでおくこと。(90)		
第4回 ソーシャルワークの倫理(3) ソーシャルワーク実践における倫理的ジレンマ			テキストのp192~203を読んでおくこと。(60)		
第5回 ソーシャルワーク専門職の概念と範囲			テキストのp206~218を読んでおくこと。(60)		
第6回 社会福祉士の領域と役割			テキストのp219~226を読んでおくこと。(60)		
第7回 ソーシャルワーカーの職種と職場			テキストのp227~234を読んでおくこと。(60)		
第8回 ソーシャルワークの形成過程(1) ソーシャルワークの源流と基礎確立期			テキストのp120~131を読んでおくこと。(60)		
第9回 ソーシャルワークの形成過程(2) ソーシャルワークの発展期			テキストのp132~144を読んでおくこと。(60)		
第10回 ソーシャルワークの形成過程(3) ソーシャルワークの展開期			テキストのp145~151を読んでおくこと。(60)		
第11回 ソーシャルワークの形成過程(4) ソーシャルワークの統合化			テキストのp151~156を読んでおくこと。(60)		
第12回 ジェネラリスト・ソーシャルワークの意義と特徴			テキストのp270~288を読んでおくこと。(60)		
第13回 ジェネラリスト・ソーシャルワークにおける多職種連携とチームアプローチ			テキストのp289~302を読んでおくこと。(60)		
第14回 ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク			テキストのp246~254を読んでおくこと。(60)		
第15回 まとめ			第1回から第14回までの授業内容について、ノート・資料等を見直しておくこと。(120)		
履修に必要な予備知識や技能:現代社会が抱える問題状況について、新聞やテレビ等から幅広く情報を収集しておくこと。また授業で理解したことを文章で端的に表現できる力を身につけておくことが望ましい。					
課題に対してのフィードバック:毎回提出のコメントカードの記載内容について、次回授業のはじめの時間を使って講評を行う					
評価方法・基準:定期試験、及び毎回提出のコメントカードの記載内容を点数化して評価する。 (定期試験70% コメントカード記載内容30%)					
教科書:『最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座11 ソーシャルワークの基盤と専門職[共通・社会専門]』中央法規出版 ・毎回の授業は教科書の記述の解説を中心に進める。					
参考書:『三訂 社会福祉士の倫理 倫理綱領実践ガイドブック』中央法規出版					
備考:ソーシャルワーク論Ⅰを履修済みであることが望ましい。					
実務経験の内容・期間:社会福祉士18年(病院の医療ソーシャルワーカー5年、児童相談所の児童福祉司4年、福祉事務所の現業員6年、福祉事務所の老人福祉指導主事3年)					